

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年7月2日(2020.7.2)

【公表番号】特表2019-517469(P2019-517469A)

【公表日】令和1年6月24日(2019.6.24)

【年通号数】公開・登録公報2019-024

【出願番号】特願2018-561714(P2018-561714)

【国際特許分類】

A 61 K 31/4458 (2006.01)

A 61 P 25/18 (2006.01)

【F I】

A 61 K 31/4458

A 61 P 25/18

【手続補正書】

【提出日】令和2年5月22日(2020.5.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ピプラドロールまたはその薬学的に許容される塩を含む医薬組成物であって、
それを必要とする患者における、注意欠陥障害(ADD)および注意欠陥多動性障害(ADHD)
から選択される行動症候群を治療するための医薬組成物。

【請求項2】

組成物が、行動症候群であると診断された患者に、多動性、衝動性、不注意、または症状の組み合わせの減少を提供する、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

ピプラドロールまたはその薬学的に許容される塩が、約0.1mg～約50mgの範囲の1日用量で患者に投与される、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項4】

ガボキサドール、アセタゾラミド、カルバマゼピン、クロバザム、クロナゼパム、酢酸エスリカルバゼピン、エトスクシミド、ガバペンチン、ラコサミド、ラモトリギン、レビテラセタム、ニトラゼパム、オクスカルバゼピン、ペランパネル、ピラセタム、フェノバルビタール、フェニトイン、ブレガバリン、ブリミドン、レチガビン、ルフィナミド、バルプロ酸ナトリウム、スチリベントール、チアガビン、トピラメート、ビガバトリン、およびゾニサミドからなる群から選択される化合物と併用投与される、請求項1に記載の医薬組成物。